

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

雲仙市長 金澤 秀三郎

市町村名 (市町村コード)	雲仙市 (213)
地域名 (地域内農業集落名)	千々石地区 (上石田、下石田、瀬々尾、中島、上町、中町、北元江、犬丸、南元江、日ノ田、須ノ崎、金屋、釜、上塩浜、下塩浜、塩屋、島、平和、大迫、峰、中尾、岡東・河内、吾妻・平畑、野取、上山頭、下山頭、寺ノ元、下狩場、上野田、神ノ下、森馬、白津、桂ノ迫、飯岳、高野、東中組、西中組、己ノ鏝、白新田、下岳、上岳、赤溜)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月20日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

<p>【全体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後継者が未定である農地や、所有者が不在の土地も見受けられるため、所有者の意向確認や受け手の確保が必要である。 ・勾配がきつい農地や農道が未整備の箇所が多く、機械の乗り入れができないような圃場がある。 ・中山間地においては、さらに担い手の高齢化や後継者不足が顕著で、中山間直接支払制度を活用している地域では、主に水稲作により農地を維持しているが、直接支払制度を活用していない地域においては、担い手も確保できず農地の荒廃化が加速している現状である。 ・イノシシやアナグマの被害が増大している。 ・有機農業に取り組む農業者も増えつつあるが、慣行栽培との明確な栽培エリア分けが出来ていないため、新たな農地確保に苦慮している。 ・未相続農地や所有者不明農地が増えており、農地貸借や売買による農地流動化が進まない原因の一つとなっている。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

<ul style="list-style-type: none"> ・水稲については、農協等関係機関と連携して、高温耐性品種の「なつほのか」や「にこまる」に品種の切り替えを推進していく。また、水田作における畑地化を推進し、国の事業等を活用し高収益作物の作付拡大を進める。 ・露地野菜については、主要作物のばれいしょ、ブロッコリー等の作付拡大を進めるとともに、スマート農業等の導入やサービス事業体を活用し、省力化と経営の安定に繋げていく。また、作付け拡大が急速に伸びているブロッコリーの出荷過多による値崩れ等の恐れもあるため、新規作物導入の研究も農協等と一体となって進める。 ・花きやミニトマト等の施設園芸については、新品種の導入を市場の動向を注視しながら研究機関と連携しながら進める。 ・畜産については、飼料高騰による経営の不安定さを解消するため、地域内の水田における飼料用米作付け、水田裏作による飼料作物の作付け拡大を図り、自給飼料の割合を増やす。また、ヘルパー制度を活用し、ゆとりのある労働環境を作り、後継者の確保に繋げる。 ・有機栽培においては、市のオーガニックビレッジ宣言(令和6年度宣言)に基づき、有機農業に対する理解を深める機会を増やし、有機農業の拡大を図るとともに、遊休農地の活用や新規就農者の獲得へ繋げる。 ・基盤整備事業等の事業活用が見込めない条件不利農地については、市や各種団体と連携し、市民農園による活用やボランティア団体による農業体験ほ場などの交流の場としての活用も検討する。
--

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	変更前 284	変更後 251.3	ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	変更前 284	変更後 251.3	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・基盤整備実施地区においては、認定農業者及び認定新規就農者等の担い手への農地集積・集団化を図る。
- ・それ以外の農地についてもまずは担い手への集積・集団化を図るが、多様な農地を担う者への情報提供を積極的に行い、農地の活用に繋げる。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・基本的には農地貸借の際は農地中間管理機構を活用することとし、担い手の経営意向を踏まえ、段階的に集約化を図る。担い手への集積・集約が難しいケースでは多様な担い手への貸付を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

水田の耕作条件の作業効率の向上を図るため、農地中間管理機構関連基盤整備事業の活用を始める。
桃山田土地改良区においては、基盤整備事業の事業採択がなされ、令和12年度の事業完了を目指し事業進行中。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市及びJAと連携し、担い手育成のために、相談から定着まで切れ目ない支援を行っていく。
地域内の農業後継者の多くは、認定農業者や認定新規就農者の認定を受け、優良農地の確保に努め規模拡大の意向があることから、条件不利農地は敬遠しがちであるため、そのような条件不利農地の遊休化を防ぐためには、多様な経営体を確保し農地活用に繋げる必要がある。そのため、やる気のある高齢農家や定年帰農者等の積極的な農地利用を図るとともに、市の地域おこし協力隊員や移住対策部門と連携を図り、SNSを通じた空き農地や空き家の情報等を含めた農業を始めやすい環境を外部へ発信し、新たに農地を担う者を確保していく。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業の効率化が期待できる作業は、委託による実施を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ被害が大きいため、地域の防護柵を設置を検討して行く。また、耕作放棄地がイノシシ被害の増加を助長していると考えられるために、耕作放棄地を解消できないか地域で検討する。
 - ②雲仙市有機農業実施計画に基づき、環境に配慮した農業の推進を進めていく。
 - ③経営効率の向上のため、積極的にスマート農業に取り組む。
 - ④長期間水稲を作付けしていない水田や、水張りが困難な水田については畑地化を進め、高収益作物への切り替えを進める。
 - ⑦中山間地域等直接支払交付金等の事業を活用し、農地や農道等の保全管理のための取り組みを進めていく。
 - ⑨生産コストを抑えるため地域内の畜産農家と連携を密に図り、堆肥等の活用率を高めていく。
 - ⑩地域の担い手や、後継者を育成していくためには、条件の良い農地を残していくことが最低条件であるので、基盤整備をできるところからでも検討を進めて行く。
- 地域内の農業を担う者の変更が生じた場合には、地域計画の見直しを地域の農業委員、最適化推進委員等の地域農業に精通する者への確認による協議を行う。